

全体のスケジュールならびに各種届出等の対応について（概略）

1. 現在～令和6年12月1日まで

- ①資格取得届・被扶養者異動届については、現行どおりとなります。
- ②資格喪失・被扶養者抹消時は健康保険証の回収をお願いします。
- ③令和6年9月20日頃に、各事業所様へ全加入者の「資格情報のお知らせ（個人番号下4桁あり）」が届きます。加入者様へ配付していただき、登録情報の確認をお願いいたします。
- ④医療機関への受診は現行の保険証もしくはマイナ保険証で受診してください。

2. 令和6年12月1日 健康保険証の発行は終了

3. 令和6年12月2日～令和7年12月1日まで（現行の保険証の経過措置期間）

- ①資格取得届・被扶養者異動届については、資格確認書の交付希望欄を設けます。希望者には資格確認書を交付しますので、新規加入者がマイナ保険証を保有しているか等の確認をお願いします。
- ②資格確認書を交付しない新規加入者には「資格情報のお知らせ（個人番号下4桁なし）」を交付いたします。
- ③資格喪失・被扶養者抹消時は健康保険証または資格確認書の回収をお願いします。
- ④マイナ保険証を保有していない方が現行の保険証を滅失した場合は、申請により資格確認書を交付します。
- ⑤令和7年11月に、マイナンバーカードを保有していない方やマイナ保険証利用未登録の方全員に、資格確認書を職権で交付いたします。（資格確認書を既に保有している方へは交付しません。）
- ⑥医療機関への受診はマイナ保険証もしくは経過措置期間の現行の保険証、または資格確認書で受診してください。

4. 令和7年12月2日以降（現行の保険証の経過措置終了）

- ①資格取得届・被扶養者異動届については、資格確認書の交付希望欄を設けます。希望者には資格確認書を交付しますので、新規加入者がマイナ保険証を保有しているか等の確認をお願いします。
- ②資格確認書を交付しない新規加入者には「資格情報のお知らせ（個人番号下4桁なし）」を交付いたします。
- ③経過措置終了後に加入者全員分の保険証の回収はしない予定です。
- ④資格喪失・被扶養者抹消時は資格確認書の回収をお願いします。
- ⑤医療機関への受診はマイナ保険証もしくは資格確認書で受診してください。

5. その他

- ①有効期限を満了した資格確認書の回収は必要ありません。
- ②当組合が導入予定のWeb連携サービス（Kw21コネクト）において、「資格情報のお知らせ」等の発行は各個人のマイページで対応可能の予定です。
- ③各取扱い・各種届出等の変更については、その都度詳細をお知らせいたします。